

2016 年 4 月 13 日

地球温暖化対策計画（案）に対する意見募集担当宛
（連絡先：環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室）

地球温暖化対策計画（案）への意見

一般社団法人日本電機工業会

今回公表された政府「地球温暖化対策計画（案）（以下、計画案）」は、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）、産業界が自主的に推進する「低炭素社会実行計画」など、これまでに実現可能性等の評価がなされ、約束草案（2030 年度の中期削減目標）に盛り込まれた対策を着実に実行する計画であるとされており、バランスのとれた内容であると評価する。

計画案には、電機業界に関わるものとして、「低炭素社会実行計画」でも目標を掲げている生産プロセスの省エネ努力に加え、トップランナー制度に基づく家電機器や産業機器のエネルギー効率改善や発電分野での低炭素・高効率化及びスマートインフラ整備などの技術開発による CO2 削減への貢献が盛り込まれている。電機業界としては、その実現に向けて、自らの努力を表明した「低炭素社会実行計画」を着実に推進し、省エネ・低炭素製品の開発やそれに係る国内外の市場でのビジネス展開を戦略的に進め、地球規模・中長期の気候変動対策に貢献していく所存である。

その上で、計画案について、以下の通り意見を述べる。

1. 計画案への長期・数値目標「2050 年に 80%削減」の記載はすべきでない

計画案は、エネルギーミックスや産業界が自主的に推進する低炭素社会実行計画など、これまでに実現可能性等の評価がなされ、約束草案（2030 年度の中期削減目標）に盛り込まれた対策を着実に実行する計画であるとされている。

他方、「2050 年に 80%削減」の長期・数値目標は、2030 年度の削減目標とは異なり、具体的な対策や評価等の裏付けがなされていない内容である。また、2030 年以降の長期計画は、パリ協定でも共有された「すべての主要排出国が気候変動対策に取り組む」という理念において、我が国だけでなく世界全体で取り組むものであり、以上から、本計画の中で、異なる性格・趣旨のものが同じ目標として位置付けられるべきではなく、十分な議論がなされていない長期・数値目標を計画案に記載すべきではないと考える。

政治的な意味で記載するということであるならば、本計画とは別に「長期的な方向

性・ビジョン」として国民各層へ呼びかけるメッセージとして、さらに議論を深めていくべきと考える。

2. 温暖化対策における原子力発電の重要性の明記

計画案でも、原子力発電は「運転時に温室効果ガスの排出がない低炭素のベースロード電源」と記載されており、また、エネルギーミックスの中でも、その重要性等は認識されている。従って、発電所の再稼働に関する記載のみならず、温暖化対策の観点からも必要不可欠な電源であることや、電力自由化の中でも、電気事業者が予見性を持って事業を営み、中長期の基盤技術・人材の維持・発展に取組めるよう、その環境整備も推進していく旨の記載をすべきである。

3. 電力コストの更なる低減、計画案・諸対策推進(PDCA)に係る費用対効果の精査

計画案の実現による約束草案の削減目標達成には、我が国経済の持続的発展（経済と環境の両立、イノベーションによるグリーン成長）が欠かせないことから、電力コストは、国際競争力のあるレベル（少なくとも震災前の水準以下）に向けて更なる低減をめざすべきである。また、計画案を実行していく中で、投資計画や国民負担のあり方など、さらに議論を深めていく必要がある。そのためにも、各部門の諸対策の PDCA 推進に関して、その際には費用対効果の精査も行い、その実現可能性を高めていくことが重要である。部門別に毎年度の進捗フォローにより精査することでその有効性を見極め、メリハリのある推進内容としていくべきである。

なお、約束草案（2030 年の中期削減目標）及び本計画のベースともなっているエネルギーミックスは、定期的にレビューされることになっている。したがって、それらレビューによりエネルギーミックスが見直される状況の際には、本計画自体もその整合を考慮して柔軟に見直し、それは削減目標にも反映されるべきと考える。

4. 低炭素社会実行計画の定期的な評価・検証において、厳格性のみならず業界のグリーン成長を後押しするような奨励的な評価も考慮頂きたい

計画案に盛り込まれた産業部門の対策にある「低炭素社会実行計画」は、産業界自らその着実な推進及び目標達成をめざすとしているものであり、関係審議会等による厳格且つ定期的な評価・検証の対象になる旨は認識している。

しかしながら、自主的な取り組みは、当該業界自身が「経済」と「環境」を両立させ、イノベーションによる自らの排出削減や社会への削減貢献を伴うグリーン成長を持続的に推進（PDCA の実施）していくことに大きな意義がある。関係審議会等による評価・検証においては、単に、毎年度の目標進捗等の厳格な評価・検証だけでなく、合わせて、当該業界のグリーン成長を後押しするような奨励、助成などの観点も踏まえた包括的な検証・評価となるよう考慮頂きたい。

したがって、「関係審議会等において、厳格性を求めると共にグリーン成長を後押しするような奨励、助成なども含めて幅広い観点での定期的な評価・検証を実施する」との記載をお願いしたい。

5. 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進に係る助成制度等の充実

計画案に盛り込まれた「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」については、政府の関係省庁におかれても、補助金や償却に係る税制優遇を含めて様々な助成制度が検討され、且つ予算的な裏付けもなされつつあると理解している。

これまで関係審議会等でも検討されてきたように、2030 年の中期削減目標達成における省エネルギー目標の達成は容易ではなく、短期的な需要喚起ではなく中長期に継続的な助成制度等を充実させていく旨、政府においては引き続き検討頂きたいと考える。そのためにも、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」に限らず、今般の計画案に盛り込まれた諸施策を推進するための様々な技術開発支援、助成制度等について、第4章の進捗管理あるいは別表1「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧」に関連づけてそれら支援措置の項目も設けてその内容を整理且つ記載した方が良いと考える。

それにより、各部門の諸対策の進捗管理（PDCA）の際に、当初計画から削減が遅滞している対策については、取り組みの実現可能性を高めていくなかで助成制度等の拡充を重点化するなど、メリハリのある推進内容としていくことができる。

6. 国民運動の実効性と取り組みに係る責任主体の明確化

京都議定書目標達成計画の中でも、CO₂ 排出量のピークアウトが難しい課題であった家庭部門の対策について、計画案では、40%削減という非常に大きな目標が設定された。その取り組みとして、国民運動の重要性とその推進が改めて大きくクローズアップされたが、実効性をどのように高めていくのかは課題である。少なくとも、計画案の中で、国民運動の諸対策を推進する役割やそのレビュー・効果検証など、PDCAに係る政府の責任主体を明確にしていくべきである。

7. 国内排出量取引制度に関する記載はすべきでない

産業部門の取り組みでは、エネルギーミックスでの省エネ対策や産業界が自主的な努力を着実に推進するとしている低炭素社会実行計画が、これまでに実現可能性等の評価もされて、約束草案や本計画に記載されている。他方、国内排出量取引制度は、約束草案（2030 年の中期削減目標）においてその算定根拠として効果の検証や評価がなされてはいない。したがって、約束草案に盛り込まれた対策を着実に実行する計画という本計画の趣旨からも、国内排出量制度に関して記載する必要はないと考える。

国内排出量取引制度をはじめとする規制的手法は、将来のイノベーションに係る研究

開発投資の原資を奪いかねず、経済と環境の両立やグリーン成長を阻害するものと認識する。

以上